

●専門部会・各分科会も作業スタート

新市のまちづくりの基本方針や主要施策、行政サービスの水準などを専門的に協議・調整する久留米広域合併協議会専門部会の合同発会式が2月1日、久留米市庁舎でありました。同発会式には、久留米広域合併協議会構成団体の1市4町から、約100人の職員が参加しました。

専門部会として、総合調整部会、議会部会、総務部会、生活環境部会、保健福祉部会、都市産業部会、教育文化部会の7部会を設置しています。

また、各専門部会には、それぞれの分野ごとに詳細な協議調整を行うため新市建設計画策定会議、市民活動・自治分科会、税務分科会、高齢者福祉分科会、下水道分科会、農林水産業分科会、学校教育分科会など33の分科会を設けています。

今後、約1,500項目にのぼる事務事業の調整方針案づくりなどを行っていきます。

●各市・町の職員に説明

協議会事務局では、今後の事務作業の流れや専門部会・分科会での調整方針案作成などについて、各市・町職員を対象に説明会を行いました。(写真)2月21日、北野町役場での説明会



▲建設計画作成の基本方針などについて熱心な協議が進められた第2回協議会

主な質疑応答など(要約)

【質疑】合併協定項目等について、住民の意向、要望が反映される機会や場はあるのか。
 【回答】協議会発たよりで協議内容を報告するほか、開設した久留米広域合併協議会のホームページに随時、協議会の会議録や合併協定項目および協議状況などの情報を掲載していきます。
 ホームページには住民のみならずのご意見等をお受けする「なんでも!ご意見箱」もありますので、その中で、

合併に関するご意見、ご要望をお寄せいただくればと考えています。
 【質疑】合併の方式、合併の期日など大きな問題については、時間の制約もあると思うが、幹事会で案を作るのではなく、まず協議会で論議し、その内容を幹事会におろすような方法で決めるべきではないか。
 【回答】合併協定項目の協議方法についてはいろいろ工夫して良いと思いますし、協議会で十分に論議していただきたいと考えています。その中には小委

員会を設置し、そこで論議する方法もごさいいます。
 項目によって、協議会で協議すること、また幹事会で協議することの整理が必要と考えます。
 【質疑】「建設計画作成の基本方針」の地域とはどこを指すのか。
 【回答】各地域(エリア)を含めた新市全体を指します。
 【要望】新市になるとまちづくりが画一的にならないか。地域の特性を伸ばすことが大切と思う。

合併用語解説

■新市建設計画

合併するにあたって、1市4町の住民に対して合併後の将来の姿を示す、いわば市町村合併によって新しく誕生するまちのマスタープランの役割を果たすものです。

この市町村建設計画は、合併後の様々な財政措置への基礎になりますので、非常に重要なものと位置付けられています。

■合併協定項目

合併する市町は、新市の行財政運営における特に重要な事項について確認のため合併協定書を作成します。この合併協定書に記載される項目が合併協定項目です。この合併協定項目は法的に定められているものではなく、地域事情等を勘案し、法定協議会で決定されます。合併特例法で作成が義務付けられている新市建設計画も合併協定項目の1つとして取り扱うことが一般的です。

(1) 基本的事項

①合併の方式 ②合併の期日 ③新市町村の名称など

(2) 合併特例法による協議事項

①議会議員の定数・任期の取扱い ②地方税(不均一課税)の取扱いなど

(3) その他必要な協議事項

多数の事務事業の中から住民への影響や政策的な要素を考慮しながら協議会が決定した事項。(例) 使用料・手数料、町名・字名の取扱い、高齢者福祉事業など